

平成22年第3回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成22年9月 3日

閉 会 平成22年9月 9日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（9月8日）

出席議員 7名

1番	久 慈 省 悟 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	木 村 修 君	4番	山 舘 清 剛 君
5番	青 木 倉 元 君	7番	坂 本 豊 君
8番	久 慈 隆 一 君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税 務 課 長	坂 本 勲 君
住 民 課 長	青 木 昭 信 君
健 康 福 祉 課 長	浜 田 亮 君
産 業 振 興 課 長	工 藤 正 人 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
ふれあいセンター 事 務 局 長	芳 賀 作 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事務局 長 川崎 清春 君
議会事務局 主幹 中川 悟 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3番 木村 修 君
4番 山舘 清剛 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 7番 坂本 豊 議員
第2 一般質問 3番 木村 修 議員
第3 一般質問 2番 藤田修一 議員

午前9時35分 開議

○議長（久慈隆一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問 7番 坂本 豊 議員

○議長（久慈隆一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問は3名から通告がありましたので、通告順に行います。

それでは、7番坂本 豊君の質問を許します。坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

まず、第1に中沢川の用水路のサイフォンについて質問をいたします。質問は3項目に分けて質問いたします。

まず、一つは中沢川の改修工事で既存の用水路が4本切断されました。その代替としてサイフォン方式の用水路がつくられましたが、その維持管理は地元の農家がするのは余りにも負担が大き過ぎると思います。泥がたまり、それを取り除くには専用のバキュームカーが必要であったり、まずには毎年大量の泥がたまります。それを取り除く作業を地元の農家がやるべきだということは負担が大き過ぎる。そして維持管理は村で行えないのか、まず第1点はこれを質問させていただきます。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 今までどおりの地元の皆さんの維持管理をお願いしたいと、こう思っております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） まず、中沢川を改修したときに地元の要望で川を大きくしたという経緯は私はなかったと思っております。それで、用水路を切断するときもサイフォンの1本で賄えるという話がされておりましたけれども、実際は1本では水が思うように来ないという現実があります。そういう中でサイフォン方式で地元が負担をしなければならないというのは腑に落ちない。ですから、これは地元の強い要望でサイフォン方式にしたのではないということからいっても、全額払えなくても役場で助成するべきだと私は思うわけですね。それをどうしてそういうふう到现在までどおり地元の負担にしなければならないのか、もう一度理由を聞かせてください。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） ほかの地域でもですね、農業施設の維持管理につきましては、地域の皆様方の共同作業でいろいろ苦勞して行っているわけでございます。そういう意味からも何とか地元の皆様方で今までどおり維持管理をお願いしたいと、こう思っております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 中沢川の改修したときに、サイフォンの泥がたまって、その泥を洗い流すのに水土里保全隊の事業で約40万か50万くらいかけてやったことがあるわけですね。今、水土里の事業であったからそれができたわけで、もしそれがなければとても地元の負担ではやることができないわけです。中沢川から下の水田というのはそんなに面積もないわけで、もし仮にその地権者だけの負担でやるということになるとますます単価が上がってしまいます。もし土地改良区の維持管理費を使うというふうになれば、そういう予算はもうほとんどないわけですね。ですから、毎年上げるサイフォンの掃除というのは毎年やるわけではなくて、泥がたまってどうしようもなくなって四、五年に1回とか、そのくらいのペースでやらなければならないわけでありまして。そのときに役場での助成というのがあれば大変助かるわけです。もう地元で負担するということは金銭的には不可能な状態になっていますね。で、一般の中沢長科の方々だけで中沢川の東側の水田のサイフォンの維持管理費を出せといったときに、果たして同意が得られるかどうかもわかりません。

そういう中で、用水路の整備に対しては今までほかの地域でも地元負担ということをして今課長が言ったわけですが、中沢川の改修に関しては村が行った事業であるし、切断した責任は村にあるわけですよ。ですからそこを考えて検討していただけないのか、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 事情も大分ちょっと理解したんですけれども、中沢の地区の要望でない事業やったということなんですけれども、結果的にはですね、この施設はやっぱり受益者の皆さんのための施設であると、そういうふうに考えられます。やっぱりそういう受益者の方々のための施設はですね、やっぱり受益者の方々がお互いに協力して管理していただきたいと、こう思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) 受益者が要望してサイフォンにしてくれといったのではなくて、中沢川を改修するに当たって、後でもまた質問しますけれども、用水路が命綱の用水路が切断されたわけで、切断してもサイフォンでやるから大丈夫だといって地元の方々を納得させてこの方式にやったわけですが、いかんせんやっぱり実際は水が足りないという現状と泥がたまって維持管理が普通の用水路と比較しても、もっと高いという現実があるということをもう一度考慮していただきたいと思っています。

次に二つ目の質問に移りますが、2番目は土手の、この中沢川の土手の維持管理は、現在カメムシ対策と景観維持のために中沢水土里保全隊が行っているわけですが、この事業がなくなれば村で土手の草刈りとかをやっていただけるのかどうか質問いたします。

○議長(久慈隆一君) 建設課長。

○建設課長(柿崎真人君) 川の土手の草刈りにつきましては、村で行うということは今のところ考えてございません。以上です。

○議長(久慈隆一君) 坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) そうすれば今農家の人たちはカメムシ対策で草がぼうぼうしていると、どうしても虫が発生するというのでバイパスの草刈り、それからJRにもお願いをして草刈りをしていただいていたわけです。そのせいで、もう一点は堤の土手の草刈りも振興組合を中心に一斉に始めて、もう四、五年になります。それから、やはり毎年草を刈ってるために2メートルほどもあったヨシ、そういう草が勢いがなくなって今では草刈りをして大変楽なような、なった状態が続いてるわけですね。つまりカメムシ対策も含めてそういう農地を守るということで草刈りをしていたわけで、それに対して土手はつくったけれども、それを放置することによってやはり周辺の水田に影響を与えるということになれば、当然村で管理すべきだと私は思うわけですね。ですから、JRでもお願いをすればやっているものを、村が管理すべき土手を放置するということは、どういう理由でそういうのを維持管理できないのか、もう一回説明をお願いしたいと思います。

○議長(久慈隆一君) 建設課長。

○建設課長(柿崎真人君) 今の議員おっしゃるとおりですね、水土里の事業があります。また、そのほかにもですね、緊急雇用対策ということでかなり草刈りとか雑木とか人夫の方々、作業員の方々もかなり多く頼むことができて、ことしと来年、ことしも進めてきておりますし、来年も若干ございます。

ただですね、それにかなり村内もきれいになってるんですけども、なくなればということなんです、準用河川は今村内に3本ほどございます。中沢川の土手の草刈りをやりますと、どうしてもその他の準用河川のこと我々としては考慮しなければならないということでございます。そうすればですね、村道、農道の草刈りのほかに準用河川の土手の草刈り、議員先ほどおっしゃったようにカメムシ対策とか大変なこともあろうかと思うんですけども、この準用河川の土手の草刈りまではですね、確かに役場の職員の対応ということも考えられないわけではないんですけども、かなり無理な状況でございます。どうかご理解をしていただきたいと、こう思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 前、村道、それから農道、どのくらい交付金が来てるのかちょっと聞いてみたことがあります。で、村のこの辺農地にある私たちが一般に考えている農道とってるところは、ほとんどありません。そのすべてが、ほとんどが村道になっています。農道ではないんですね。農道というのは3本くらいしかないように思っております。その私たちが今使っている農道、これが村道で交付金が来ている。この金額が約1億4,000万くらい交付金で来てるという計算があるわけで、実際に1億1,000万くらい村道として来てるわけですが、そういう資金を使ってやれないのか、そういう村道に関する交付金は一体どこに行ってるのか、もしわかっていれば答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 交付金というのは地方交付税という意味で解釈していいですか。（「地方交付税です」の声あり）議員おっしゃるようにいろいろ地方交付税交付金につきましては、各項目で入ってきてるんですけども、相対的に一般財源として使っておりますので、その分を道路に使うとかというふうな予算計上はしておりませんので、ご理解をいただきたいと。

それからですね、もう一つ、最後ですけども、これから280号線バイパス、これが開通になるわけですけども、そうなった場合、2地区のですね、側道が村に数百メートル移管されるわけです。そうすれば、その側道の今までの村道、農道のほかにその側道の分の、数百メートルの分の草刈りあるいはその辺の除雪箇所ということで管理部分がまたまたふえてですね、そのほかにも準用河川の土手の草刈りまでとなりますと、やっぱり職員の対応ということも考えなければならないかとは思いますが、かなり無理

な状態ですので、どうか事情ご理解の上ご承知くださるようお願いしたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 今の2地区の側道が村に移管されるというのは、除雪も必要だといいましたけれども、側道の除雪というのは基本的にやっております。その2地区の側道というのはどこを指しているのか、これは余談ですけれどもちょっと説明していただけますか。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 瀬辺地地区の開拓道路まで、開拓道路へ下りてくる道路があるんですけども、それはなければ瀬辺地の方が下りられませんので、これは移管して整備をしていただきたいと。除雪とかやらなければ下りられませんので。

それから、もう一本は広瀬地区です。広瀬高根線に下りるところが1本、これもまた高根の方に行くとか、行く方々とか、それがなければとても通ることができませんので、この2本が移管になってですね、村で管理をしなければならぬということでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） それでは、三つ目の項目ですが、先ほどの中沢川で切断された用水路のことなんですが、これを川の上を横断する用水路を横断する形の構造で復活できないのか。用水路を切断した理由に洪水のときに用水路にごみが絡まるということでありました。今まで用水路の高さを越える洪水というのはあったのか。仮にあっても用水路の構造を水の流れに逆らわない方法などがあるのではないかと。高知県の四万十川にかかる橋には洪水に備えてらんかんのない構造になっているものがあります。こういうのを例に中沢川へ用水路の建設を求めたいわけですが、これについて答弁をお願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 切断された用水路のかわりにサイフォンで今まで対応してきておりますので、どうかこれからも今までのような水の管理をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） これは建設費がかかるからできないのか、あともう一つは法的な問

題で用水路を建設することができないのか、この二つについてご答弁をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 法的な部分は河川法になると思うんですけども、細かくは私も調べてないんですが、ある一定の高さがあれば可能ではあるというふうに言われております。それから建設費につきましても細かくは調べていませんけれども、ただ逆サイフォンの分、その分だけですとそんなにかからないのではないのかなというふうには思っております。ただ、そこだけの分でいいのかどうかというのはちょっと疑問、まだ調べて、調査していませんので、その辺も調査をしていけばですね、ある程度の額が出るのではないかと。おおよそ1本約100万円ぐらいにはなるのではないかとというふうなことでございます。

ただですね、我々といたしましては、この法的な部分、あるいは建設費ということもあるんですけども、切断された水路のかわりにですね、サイフォンと今ある応急で設置されている鉄管1本、これであの切断された用水路分ですね、水を確保できるということで川工事がなされたものだと思っております。そして私もちょっとあそこ見たんですけども、いろいろと皆様方は創意工夫をして水田に水を引いていると思っております。我々といたしましても応急で設置した鉄管は、これは撤去をしませんので、どうか今までどおりの管理をお願いをしたいと、こう思っております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 第1点目は法的な問題というのは、ある高さがあれば可能ということは、これはどのくらいまでの高さなのか。コンクリ、いわば既存の用水路の高さがあれば許可できるのか。

余談ですけども、水がサイフォンから流れる量が少ないときでも用水路が、切断された用水路から物すごい量の水が川に捨てられているわけですね。あれを見るたびにものつたいないなど。こちらで苦労して水を引いてるときに、ただただ捨てててということは本当に残念でならないわけで、あそこに管かなにかを通して入れられれば下の水田をつくっている方々が大変助かるといつも思ってるわけですよ。建設費も100万円ほどといいましたけれども、とりあえずは何本もかけてくださいということではないんですね。

あと、先ほど1回目に質問した用水路の高さまであれば法的に可能だということがはっきりしているのか、3番目には既存の用水路の管をそのまま撤去しないで残してくれると答弁したんですが、あれは仮の鉄管なので腐食も激しいし、それを支える支柱とい

うかね、それももう木でつくってるために壊れてしまってるわけです。それも直さないといけません。ですから、その支柱を役場で直してくれるのか、この点について再度答弁を求めたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 今ある鉄管部についての腐食とかそういうものについては、やっぱりあるものは壊れますので、これは直していかなければならないのかなとは思っております。

それから、議員おっしゃったようにサイフォンの下から水は流れて、余ってるというふうな、水が余ってあふれて流れてるということですがけれども、それが今……（「議長、いいですか」の声あり）

○議長（久慈隆一君） 答弁ちゃんと聞いて。

○建設課長（柿崎真人君） サイフォンの下から水が余ってあふれているというふうなお話でしたけれども……（「いや、そうでなくてサイフォンから流れる水が少ないのに切断された……」の声あり）少ないということですか。

○議長（久慈隆一君） ちょっとお待ちください。ちゃんときちんとした話をして。（「わかりました」の声あり）

○7番（坂本 豊君） 切断された用水路が水が流れて捨てられているという意味です。

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前9時58分 休憩

午前9時59分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開します。

建設課長答弁

○建設課長（柿崎真人君） 申しわけございませんでした。議員おっしゃるように四万十川とか、四万十川の構造とか、あるいは災害時のごみがかからないような構造とか、いろいろ検討する余地はあると思います。

ただ、調査不足でちょっと失礼なんですけれども、一定の量の水では仮に数本の用水路を横断させてもサイフォンからの水の分配だけになるのではないかというふうに思われますので、どうか今までどおりの管理でお願いをしたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) 質問回数は終わったんですが、水の量が余りにも少なく、そこをつくっている地権者はことしも休耕をふやして条件の悪い開墾に近い方の田んぼを復元してつくってるというのが現状なんです。つまり水が足りないために上に、条件の悪い方に移ってる、そういうのが今現実に起きてるので、既存のサイフォンだけでは足りないということは、ぜひご理解していただきたいと思います。

次に、2番目の中学校通りの拡幅工事について質問をいたします。

以前にも中学校通りの拡幅工事の質問をしたことがありましたが、その後用地交渉はどのようになっていますか。最近、国道の近くの住宅が取り壊されましたが、当時と状況が変化しておりますので、用地買収の可能性はあるのか。また、村はこの道路の拡幅計画を今も持っているのか答弁をお願いします。

○議長(久慈隆一君) 建設課長。

○建設課長(柿崎真人君) この土地の登記名義人は昭和54年に亡くなっております。その後相続登記がなされていない状況で今もなっておりますので、相続登記が完了すれば用地交渉には入っていききたいと、こう思っております。以上です。

○議長(久慈隆一君) 坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) この用地交渉に当たっての予算というのは、どのくらいかかる予定になっておりますか。

○議長(久慈隆一君) 建設課長。

○建設課長(柿崎真人君) 今現在はまだ調査しておりません。

○議長(久慈隆一君) 坂本 豊君。

○7番(坂本 豊君) 何年前かちょっと忘れたんですが、前質問したときには地権者となかなか折り合いがつかないで、金額の面で折り合いがつかないで頓挫したと思っておりますが、そのときにもきちっと幾らの用地買収費と予算があつての交渉だと思うわけですね。ですから、それは今でも多分生きてると思うわけですが、まあ物価が変動してすることも考慮して当時としてはどのくらいの予算規模で用地交渉をしていたのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長(久慈隆一君) 建設課長。

○建設課長(柿崎真人君) 相当、15年あるいは20年以上も前だと思います。そのことにつきましては、どれくらいの額で交渉したのかはちょっと私も確認してございません。

それから、これから交渉に入るということですから、それは今これからの相続登

記が完了すれば、それなりの今の単価等計算をしてですね、協議をして対応していきたいと思っております。

○7番（坂本 豊君） この質問は後で質問する方もありますので、そちらの方にお任せいたします。

次に、3番目の民主党の消費税引き上げについてであります。参議院選挙が7月に行われたわけですが、このとき民主党の参議院の選挙公約に消費税を10%に引き上げるとありました。これに対して新聞報道等では全国の知事は賛成をしているところもかなりありましたが、村長としてはどのように考えているのか、その見解を求めたいと思います。消費税のほとんどは法人税の穴埋めに使われてきた資料がありますが、これに対してもどのようにお考えになっておりますか。菅総理は、消費税を引き上げないとギリシャのように財政破綻を起こすといっておりましたが、これは逆でギリシャの財政破綻は消費税を引き上げて法人税を下げたことが原因であります。これに対してもどのようにお考えになっておりますか。

○議長（久慈隆一君） 村長答弁。

○村長（古川正隆君） お答えします。

日本の税制というのは累進課税制度でありますから、所得の高いものが高く納める、低いものは低いなりに納めるというような、これは基本でございます。ただ、消費税の場合は関係なく5%、あるいは今うわさされているような上げ幅になると10%が金持ちも、富裕層も富裕層でない人たちも一律に取られるということは、これは日本の税制、税制度からいって、これはまことに不均衡税制ありますから、これはやるべきでないと思うわけでありまして。いろいろ議論があるようでありましてけれども、いずれにしても消費税はできるだけやらない方向でいくべきだと、このように考えています。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 村長、ギリシャの財政破綻を質問したんですが……。

○議長（久慈隆一君） 村長。

○村長（古川正隆君） ギリシャの財政破綻については、よく私勉強してませんので、よくわかりません。すみません。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 民主党もそして自民党も公明党も消費税を引き上げるべきだといっておりますね。ただ、前の参議院選挙のときは民主党の消費税引き上げだけがクロー

ズアツプされましたけれども、実際消費税が今まで何に使われてきたのか、どのくらいあったのかといいますと、この22年間に消費税が224兆円、これに対して法人税の減税が208兆円、これから見てもわかるとおり消費税というのはほとんど法人税の引き下げの穴埋めにされてきたという事実があるわけです。

これからどうなのかといいますと、5%から10%に引き上げますと年間で11兆円の消費税になります。そして民主党が公約に掲げた法人税の引き下げ、40%から25%に引き下げると年間9兆円の法人税の減税になるわけですね。ですから、これから見ても消費税の引き上げというのは法人、大金持ち、大企業のために行うということで、ですから財界がこれを後押ししてるという事実があるわけです。

日本の法人税が高いと言われて宣伝されています。これは先ほど述べたように40%というふうになっておりますけれども、実際負担しているのは、40%負担しているのかといいますと、ソニーで12.9%、住友化学で16.6%、パナソニックで17.6%、ホンダで24.5%、トヨタで30%しか法人税を支払っておりません。それから、三大銀行といわれる三菱UFJ、三井住友、みずほ銀行の三大メガバンクは、この10年間法人税はゼロで1円も払っておりません。このように日本は法人税が高いといっておりますが、実際は違うわけです。ですから法人税を、消費税を上げるということは先ほど村長が言ったように高額所得者は有利になるわけですが、一般の所得の低い人ほど負担が大きくなるということで、ですから大金持ちのための消費税引き上げだというのが事実なわけですね。

先ほどギリシャの話、ちょっとしたわけですが、これはギリシャでもやっぱり2000年に40%あった法人税を24%に引き下げました。で、消費税を18%から23%に引き上げたわけです。これが大きな財政破綻を起こしてあのような事件というか、経済不信につながったというわけです。

ですから、政府もそうですけれども大手の新聞報道もそのように消費税を引き上げざるを得ない、上げないと日本の財政は破綻するというふうにご大宣伝をしてるわけですが、これは全く事実に反しているということで、私はこのことを強調しておきたいわけでありませう。

以上、消費税の話は、質問を終わらせていただきます。

それから、4番目の長科の幹線農道から小学校道路の間にある国道280号バイパスの西側にある側道と、そこにかかっている農免道路の2ヵ所に長科川をまたぐコンクリートのますのような橋があるわけですが、その道路側が地盤沈下をしていて、ちょっと

はかって、まあ指ではかってみたんですが、約5センチほどの段差があって低速走行でも大変ジャンプをして危険なので、これを補修するように県に求めることができないのか。また、農免道路は村の管轄なので、これも早急に補修していただけないか質問をいたします。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） バイパスの側道の段差につきましては、県の方に補修依頼をしております。それから、農免農道の段差につきましては、早めに補修をいたします。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） それはことしの、ことしじゅうにできるのか。今稲刈りが始まりますので、それに間に合わせて補修していただけるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） バイパスの補修につきましては、これは恐らく時間がかかることと思います。早めにやるように再度電話連絡もいたします。農免農道につきましては、できるだけ早めに補修したいと、こう思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） ああいうバイパスの側道というのは交通量が割と少ないわけですから気がつかない人もいるわけで、知らないでスピード出していくと非常に危険であります。そういう箇所が村内にたくさんあると思うわけですが、そういうのは役場の方としては、ぜひ調査をして点検とかしていただけないのかどうか。これは別に村の管轄でないと思うわけですが、そういう部分も含めてできるのか、やっていただけるのか再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 我々も中沢から高根まで結構農免とか見てあるんですけども、どうしても国道になりますとちょっと見落としがありますので、再度パトロールをしてですね、県の方に早急に、もうそういうところがあれば県の方に早急に補修依頼をしたいと思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 最後に、5番目の国際交流会の事務局の問題について質問いたしますが、この国際交流会の事務局がいまだに決まってない、そのためにいろんな事業に支障が出ています。今まで役場で事務局を引き受けていたので引き続き継続していただ

きたいわけですが、これについてご答弁をお願いします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） お答えいたします。

蓬田村国際交流会は平成12年7月に設立し、現在まで活動してきているというふうにとらえております。また、現在は26名の一般会員と3社の賛助会員員等で、具体的な活動を申し上げますと、外国語指導助手の歓送迎会、蓬田村民祭の参加、並びに国際交流の集い等の活動をしてきてまいりました。で、事務局はですね、設立した当初から、現在名称が変わっておりますけれども、現在の総務課企画財政班が担当してきて10年近く経過しております。

したがいまして、私どもとしましてはですね、活動してから10年近くもたっておりますので、できれば国際交流会の中で事務局を担当してもらうことをお願いしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 今まで10年間役場で事務局をしていただいていたのに、急に自分たちでやってくださいというのは納得がいかないわけですね。人員が足りないためにひき受けられないのか。それほど事務量が多過ぎて負担に、役場の事務に負担をかけているのか。その辺はわかりませんが、今新しい職員も6人ほど入っておりますし、回覧板で3人の職員も募集しているので人員には不足はないと思うわけですね。それに事務というのはコンピューター化されているのでそんなに負担がなくて、この国際交流会の事務をやるのにどれほど時間がかかっているのか、これも含めてですね、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 今までですね、10年近く役場の方で担当してきたんですけども、できればですね、このような各種団体の事務につきましてはですね、これから将来に向かってですね、できるだけ活動とかそういうふうなことを考えればですね、役場の職員だけに頼ることなくですね、できればそういう団体の中で事務局等を担ってもらえればというふうなのが基本的な考え方です。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） それはすべての団体、地域活性化の何か事務局も役場でひき受けていますよね。それらも含めて全部役場でやらないのか。それから、もし国際交流会に

関して事務局を持たないというのであれば事前に準備期間もありますから。それに2年後には役場で事務局を持つことができないので自分たちでやってくださいというふうにしていただかないと混乱してしまいます。ことしの3月か4月にそういう急にやれないといわれても国際交流会としても体制が整わないわけですね。すべて準備期間が必要です。それをいきなり急にやれないといわれても困るわけですよ。ですから、やるからにはそれなりの事前に、2年後にはやりませんとか、そういうふうに体制を整えてやっていただかないと混乱をしてしまうわけです。新しいALTのメリッサさんですか、広報に載っておりましたけれども、彼女が来てもいまだ歓迎会もできてない状態です。それも含めて余りにもね、唐突にこのように切られても感情的になってしまいますので、きちっと話し合いをして、やるのであればやる、もうできませんと、事前に1年後はできませんと、そういうふうにしていただかないと困るわけで、それについて再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） まず第1点目の役場の方の事務局団体、各団体の方ですね、事務局を賄ってもらえないかということにつきまして、役場の方の方針なのかということにつきましてはですね、従来からですね、この蓬田村国際交流会の事務局につきましては、できるだけ早めに交流会の中で賄えるようにできないものかということでいろいろ役場の方からもですね、提案してきたというふうに聞いております。

それからですね、第2点目の事前に知らせるべきではないかということにつきましてはですね、やはりその辺につきましては、これからは十分に余裕をもってですね、お知らせ、そういうふうなことはしていきたいというふうに考えております。

ちなみにですね、東津軽郡町村管内の状況と、あと県外の状況をお知らせいたします。

東津軽郡の町村につきましては、このようなですね、国際交流会のような団体はございません。あとですね、県内の状況を見ますと6市町にですね、国際交流会なる活動してる団体がございます。そのうちですね、役場が事務局、役場ないし市役所が事務局になってるのは2市町ですね、役場以外の団体の中で事務局を賄っているところが4市町ございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 坂本 豊君。

○7番（坂本 豊君） 答弁回数終わったわけですが、今課長が答弁したように他市町村でも事務局を役所がやってるということも踏まえてね、引き続き私はぜひやっていただ

きたいと思いますので、よろしく願いして質問を終わらせていただきます。

○議長（久慈隆一君） 以上で、7番坂本 豊君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 3番 木村 修 議員

○議長（久慈隆一君） 日程第2、3番木村 修君の質問を許します。

○3番（木村 修君） おはようございます。3番の木村です。4点について伺いたいと思います。

初めに、転作について伺います。

昨年、政権が民主党に移転し、その公約の一つでの回答であった農家の戸別所得補償制度がことし4月からモデル対策事業という形でスタートされました。自給率の向上を目指す、この事業の中の自給力向上事業では、すべての転作作物は収穫して販売しなければ交付金の対象とならないという条件があります。蓬田村では転作について、これまでいろいろと収益性の高い作物を探して取り組んできたと思っておりますが、トマトやニンニクのほかなかなかいい作物が見当たらず、今も農家の大部分がソバの栽培に取り組んでいるのが現状ではないかと思えます。

ことしの転作が今までと大きく変わった点は、収穫して販売しなければ転作助成金が農家に交付されないということで、初めからあきらめて自己保全という形に切りかえた農家もことしはかなりあったのではないかと思います。ことし新規に自己保全として申請された村内の転作面積は幾らぐらいあったのか伺います。

そして、もう一点としてソバの播種時期が大きく6月30日を境に南部と北部に分かれておりますが、6月は梅雨どきで雨が非常に多いわけです。非常によく出そろって生育したソバが、ことしもまた6月20日前後に続いた大雨が壊滅的な被害を受けて収穫できなかった農家も相当多かったと思います。この条件をクリアできるのかどうか、判断をどのように考えているのか、担当者の答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） まず、第1点にですね、不作付がどのぐらいふえたのかということでございますけれども、40ヘクタールふえてございます。

それから、2点目でございますけれども、自然災害等によって収穫できなくなった場合の対応はどうなのかということでございますけれども、これについては議員おっしゃるとおり疑問に思ってる方もございますので、うちの方としてもですね、あした、9日

ですね、午後、農政事務所の方と協議することになってございますので、何分ひとつその辺よろしく願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 自己保全の面積が40ヘクタールふえたという答弁がありましたけれども、この自己保全の面積がふえたということは私はそれだけ耕作放棄地がふえたというぐらいに認識しています。過去にカメムシが大発生して水稻に大きな被害が出たことがありました。このたび40町歩新しく自己保全がふえたことによって今後カメムシの害虫の密度が高まって被害の発生がまた拡大していくということが懸念されるわけでありまして、ソバの栽培が順調にあって、そして交付金が農家へ渡れば問題はないと思うわけでありまして、この条件が厳し過ぎてなかなかクリアできない。そして交付金の対象から外れた場合、この40ヘクタールという、40町歩というこの自己保全の面積が今後ますますふえていくということも考えられます。そのような状況を判断した場合、村としてどんな対策を講じていくのか、どのように受けとめているのか見解を伺いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） その辺につきましてはですね、そうならないようにこれから県とか国の指導を受けながらですね、対処していきたいと、このように考えてございます。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 昨年までは、この自己保全の管理費用として1反歩3,000円の助成金が出ていました。ことしは転作の体系が変わったためになくなったわけでありまして、本来であればこの自己保全というのは自分の農地を自分で管理していくと。ごく普通、当たり前のことなわけであると思うわけですが、何せ米の価格は今下がる一方で農家の経済は今非常に厳しい状況にあると思います。村としてこの自己保全の管理費用を少しでも助成するという事は考えられないのか、最後に村長に伺います。

○議長（久慈隆一君） 村長答弁。

○村長（古川正隆君） 急に言われても今私としては何とも答えられません。国の制度にのってやっている戸別補償制度あるいはまた減反政策でございますので、今までも村で単独でということは、なかなかこれは難しい問題だろうと、このように考えております。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 次に、2番目の河川の整備と活用について伺います。阿弥陀川の整備について伺います。

阿弥陀川は中流・下流が県の管理で、上流が村の管理になっていると聞いております。平成14年の大雨のとき、バイパスから下の流域の水田が川から水があふれ出て広範囲にわたって水没してしまったことがあります。原因としては川そのものが非常に曲がりくねった極端にカーブの多い川であるということと、そしてまた下流に大量の土砂が堆積して川の流れを弱めていたということが挙げられました。あれから8年過ぎたわけでありまして、今、川の下流にまた大量の土砂が堆積されております。そして、下流域の沿岸には住宅が数軒あります。この堆積された土砂に現在、ススキやカワヨシなどが群生していて2メートル以上ほどにも成長しております。夏場にはここに害虫が発生して、この付近の住宅に非常に不快な思いをさせている状況であります。

そして、また護岸についてであります。下流の基礎コンクリートが崩壊して2段、3段目、下から2段目、3段目ぐらいのブロックが抜け落ちてしまっている箇所が見受けられます。この土砂の撤去と、そしてこの護岸の修復を求めるものでございますが、担当者の見解を伺います。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 阿弥陀川の下流は2級河川ですので、5月ごろだったと思うんですけども県にお願いしていたところ、土砂の除去につきましては、9月に除去する予定となっております。

そしてブロックの崩壊につきましては、まだ未定ですので、引き続き改良をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 土砂を9月に撤去する、したいという答弁がございましたが、本当にうれしく思います。

そして護岸の修理については、まだ未定ということでしたが、護岸も全体を修復するとなれば本当に多額の費用とそして大規模な工事になるので大変であるというふうに思います。今、壊れている現場を見ますとブロックが抜け落ちたりして、そして基礎コンクリートが崩壊してしまっている箇所、それはそんなに広い箇所ではありません。全体を修復するとなれば非常に難しい問題だと思いますけれども、この部分的な崩壊の激しい箇所を補修するという形にすれば県というか、予算もそんなにかからないの

で、可能なのではないかと思います。下の、ブロックの川の下部分が崩壊していることによって裏側の畑の土とかが陥没してブロック全体が倒れたりするというのも非常に考えられますので、そういう点のそういうふうな修復方法というのを、どのように考えるのか、担当者の方にもう一度答弁願います。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 実はこの箇所、県民局から3人ほど、この5月ごろだったと思うんですけども、確認に来ておまして、その部分的な工事につきましては、やっぱり考えてはいないということでございます。やっぱり直すのであれば全部北から南の方にずっと見てきたんですけども、全部直さなきゃならないと。そうなればかなりの金がかかるので、ちょっと様子を見させていただきたいということでございました。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 全部直すとなればかなりの金と期間がかかると私も思います。ですからその部分的な本当に傷んだ部分だけ、傷んでる部分には畑と付近の家庭排水等が流れてるヒューム管があるわけで、そこから水が川へ排水されているわけですけども、雨が降ったりした場合、畑、その土地全体が低くなっていますので、あの壊れた部分に雨の水が集中して流れる状況になっています。その辺を理解して、もう一度県の方に交渉していただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

次に、蓬田川について伺います。

蓬田川は去年、ことし2年間で川の中にあつた材木、林木がきれいに切り取られて今すっきりとした川に大変身いたしました。地域の人たちも景観がよくなった川を見て大変喜んでおります。ただ、心配されているのは、この切り取った後の根と土盛り、土砂ですけども、これが上流から下流にかけて、ほぼ全域につながった状態でそのまま残ってるということであります。せつかく2年間もかけて伐採してきれいにしたのに、すぐにまた根から芽が出て成長してしまうのではないかとということを心配しております。

そして、また護岸についてでありますけれども、中学校の通学路から上流約30メートルぐらいのところの青森側の護岸ですが、この1メートルぐらい高くなった堤防の裏側が、およそ距離にして50メートルぐらい、全部ではありませんけれども延長すれば大体50メートルぐらい、幅がおおよそ15センチぐらいで深さがおおよそ1メートル50か2メートルぐらいまで亀裂が入って、その裏の道路とそして堤防がゆがんでいる状態になってき

ております。地震など来たりすれば、その護岸が大きく倒壊したりすることもあり得ると思いますので、そうなれば蓬田川は準用河川で村の管理となっております。大きく壊れる前に今から対策を講じておいた方がよいのではないかと思うわけでありますけれども、以上この蓬田川について2点について見解を伺います。

○議長（久慈隆一君） 木村議員にちょっと、産業振興課長にも質問することあったんでしょう。（「それは次やる」の声あり）これ一つのあれでもう3回過ぎてるところで、これを一緒に質問したらどうですか。（「あつ次のやつも。そうか」の声あり）

○3番（木村 修君） それではもう一点、あわせて質問いたします。川の活用ということで伺います。

蓬田川、阿弥陀川の下流域では昔から長年にわたって地元の人たちがシロウオやチカ、そしてちょっと前まではカワガニなどにとって楽しんできました。それがことし春先、突然警察署から禁止を言い渡されて漁具が没収されてしまったわけであります。阿弥陀川は2級河川、管理者が県で、そして蓬田川は準用河川で管理者が村になっておりますが、この川の管理者に今までの漁の申請をすればこれまでどおりシロウオをとったりチカをとったりする行為は可能なかどうか伺います。

○議長（久慈隆一君） まず建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） まず最初に蓬田川の関係ですけれども、議員先ほどおっしゃったように大変雑木等伐採してですね、きれいになりました。ただですね、川底に土砂もあるんですけれども、中流ですとかなりのテトラポットが入っておりまして、重機での除去は大変困難であろうと、そういう状況でございます。これをやるとすれば、また道路がまたないもんですから取りつけ道路をつくったり鉄板を敷いたりしなければならぬ。そしてまた土量もかなりの量ですので運搬するにも経費もかかりますし、また捨て場等も探さなければならぬと。やってやれないことはないとは思いますが、いろいろな財源等のこともありましてかなり無理なのかなとは思われます。まあただ後でこの辺に関しまして金額的なもの、あるいは物理的なものをですね、簡単にでも算出してみたいと、こう思っております。

それから、蓬田川の下流のその壊れたところなんですけれども、これちょっと私まだ確認しておりませんので、早急に確認をしてですね、対応策を考えたいと、こう思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（久慈隆一君） 次に産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） シロウオやチカの捕獲を継続できる方策はないのかというところでございますけれども、県知事の許可を取ればですね、できます。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 蓬田川の土砂は、蓬田川、本当にこの2年間で本当に景観がよく整備されたわけでありましてけれども、ただこの土砂ですけれども非常に広範囲にわたって、その量も相当あると私も思います。これは大変なお金、経費もかかるんだなと思います。しかし、川の中の木も次にまた成長するまでにはかなり期間がかかるわけでありまして、計画的に少しずつでも川の付近には、川のそばには管理道路が上までついているわけですので、2トン車のダンプ等入るのが可能であります。腕の長い重機ですくい取れば、それは可能だと思います。少しずつでも計画を立てて下流側からすき取っていただきたいものだというふうに思っております。

そして先ほどのシロウオをとりたいという、この地元の人々の要望に対しては、県知事の許可を得なければとることができないということなのか、もう一度確認します。よろしくをお願いします。

○議長（久慈隆一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（工藤正人君） 県知事の許可でございます。それでちなみにですね、採捕、採捕ですね、採る、採捕許可というやつと占用許可というのと二つございますので、よろしくをお願いします。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 次に新幹線の作業道路について伺います。

280号のバイパスから蓬田トンネル工区まで、およそ約2,600メートル村道が拡幅され舗装されて、現在工事用の作業道路として使用されてます。以前の議会において地域住民の要望として、この工事用作業道路を工事終了後もそのまま残してもらいたいというお願いをいたしました。そこでその状況は、鉄道運輸機構との交渉はどのようになったのか、またどういう状況にあるのか伺います。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 原則といたしまして返還するときは原状に復元して返還することとなっているようでございます。しかしながら、地域の住民の皆様方からぜひ残してもらいたいと、そういう強い要望があれば役場と地域住民、そして鉄道運輸機構と三者で協議をして、そのままで残すこともあり得るだろうということで回答はいただい

おります。以上です。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 北海道新幹線の完成予定は平成27年、これはちょっと早い時期の計画でしたので今どようになってるのか定かではありませんが、最初は平成27年完成という計画で工事が始まりました。それから蓬田トンネルは今1キロちょっと進んだということで、全体で6キロのうち1キロちょっと進んだということで平成28年のあたりに完成するという予定になっています。まだあと5年ほど期間がありますので、村として簡単にあきらめないでいろいろと手段を変えながら鉄道運輸機構と協議を続けて、ぜひ現状のままに残していただきたいと、こういうふうに要望いたします。

次に村道の拡幅工事についてお聞きいたします。国道から中学校への入り口の道路であります。先ほど7番坂本議員からも質問がありましたけれども、何か地権者が54年に亡くなって、現在相続の登記がなされていないと。相続登記が完了し次第交渉に村としては入りたいというふうな先ほどの答弁であったわけでありますけれども、北海道、今の北海道新幹線でも蓬田地区では共有の土地があつて登記がなされていない場所があります。でもまあいろいろと私たちも説明を受けましたけれども、今現在何らかの方法で地上権の設定とかいろんな方法があるようでございます。そういう方法で現在事業を実施して進行されています。

そして、私感ずるわけですけれども、この中学校の道路は過去においていろいろと交渉が難航したということを知っています。本当に関係者の人がいろいろと苦勞して、そしてお金と時間を費やすことになるわけでありますけれども、この道路は非常に、できてしまえばそこを通行する通行者、そしてまたあそこには、あの道路の付近に住宅が5軒ほどあります。安全面、そして利便性、こういう利益を永久的に受けることができるわけで、ぜひともこの拡幅、この部分の拡幅工事をぜひしていただきたいと、このように考えるわけでありますけれども、担当者の見解を伺いたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） 役場側としては、先ほども申し上げたんですけれども、登記名義人が昭和54年に亡くなっておりますので、相続登記が完了し次第、交渉には入りたいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 木村 修君。

○3番（木村 修君） 以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（久慈隆一君） 休憩を取り消し会議を再開いたします。

日程第3 一般質問 2番 藤田修一 議員

○議長（久慈隆一君） 日程第3、2番藤田修一君の質問を許します。

○2番（藤田修一君） おはようございます。3番藤田修一です。きょう、3点についてお伺いいたします。

まず、最初にごみの収集場所についてお尋ねいたします。

先日、役場の担当者から聞いたところによりますと、村内では出されるごみの量が非常に少なく、少ないというふうなことを聞きました。非常にこれは村の人たちが気を使っているのかなというふうなことで、ふだん役場の指導なりが行き届いて非常によろしいことだというふうに思います。

そこで、その出されたごみの収集場所でございますが、収集場所、それから収集の施設と申しますか小屋と申しますか、そういうことでございますけれども、他の近隣の市町村に比べて我が村のごみ置き場と申しますか、収集場所が非常に貧弱ではないかと思われま。青森市などから来る人は、蓬田村は非常に緑が多くて環境もよくすばらしいと、すばらしい村だというふうなお褒めの言葉をいただきますけれども、ことごみの置き場、ごみの管理については、非常にみすばらしいものがあると、私もそういうふうに思います。

ところで、このごみの収集場所、収集施設、小屋と申しますか、これについて役場で整備を促すとか、そういうふうなことは考えているのか、考える余地がないのかお尋ねいたします。

○議長（久慈隆一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） お答えいたします。

藤田議員の一般質問通告書では「ごみ収集場所が貧弱である」となっていますが、場所そのものについては、その自治会の各班で決めていることとあります。貧弱であるとかそういう問題ではないと村では認識しております。また、自治会、各班の自立・自

主性を尊重した現在のやり方がうまく機能していると思われまますので、今村が前面に出た整備の必要はないと考えております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 確かに各集落の、各集落何カ所かあるわけですがけれども、個人のお宅、また自治会有地、また中には村道の空きスペースを利用してごみの収集場所になっているというところもございます。その中で住民が自分たちのお金でそれなりにごみの置き場を整備しているのが実態でございます。今浜田課長が言ったとおりでございますけれども、それについてもう少しきれいにできないかなと。私の考えでは、例えば1カ所にかかる費用の一部を助成するとか、それからごみ置き場のきれいなところをコンクールみたいなのをやって、そういうあなた方は非常にうまくやっているとふうなお褒めの言葉を与えるとか、そういうふうなことをしてきれいな環境をつくっていくようなことをやれないかなと。そうすればきれいな、今以上にきれいな環境が整備されていくんじゃないかなというふうに思われますけれども、それについて先ほどのお話では住民の自主性を尊重して役場で口出すべきでないというふうなことをおっしゃいましたけれども、進言していくことはできるんじゃないかなというふうに思われますけれども、再度答弁を求めます。

○議長（久慈隆一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 私もきのう、近隣って後潟と外ヶ浜の方のごみ箱、ごみ箱って収集場所を見てきましたけれども、蓬田に比べてそんなにいいとか、すばらしく立派だとかは感じませんでした。まずそこは蓬田が貧弱であると、そういうふうには認識していないと、先ほどの話のとおりであります。

それで、現在の収集場所に設置しているごみ箱を含めた、いわゆるごみステーションといいます。それはその地域の自治会、各班、それから青森市であればそれぞれの町会で経費も含めて自主的に設置、設置のほか維持管理もしています。蓬田であれば村内の自治会の一部班ではごみ箱を設置してないところもあります。ここを比べれば、見た目だけの差であれば当然貧弱、ないところもあるということで貧弱と、そういうふうを感じることもあるかもしれませんが、村としては先ほど申したとおり、それぞれの自治会の各班の内情もあるようでございますので、収集場所として貸してくれる方との条件交渉とか、その条件をクリアした場合、そこに箱を置かせてくれるのか、さまざまな問題、そのほか経費の捻出というのがあるようでございますので、自主性にまかせ

た方がよいと思っております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 夕方になりますと最近はカラスが非常にふえて国道の電線などとまわっていると。そしてまたどっかのねぐらにカラスが分散するわけですけれども、早朝にまたそのカラスが国道沿いに集まってきて各生活している場に行くわけですけれども、ちょうど早朝といいますと各家庭からごみが出されたりする時間帯で貧弱なところに限ってカラスが多く集まり、ごみをあさったりして非常に環境を壊している。壊しているというか、ごみを散らかしたりしているというふうなことを考えますと、自主性を尊重するのは非常に結構でございますけれども、役場からのそれなりの指導があって、指導していただいて環境をもう少しきれいにするような努力をしていただくというのが最もいい方法じゃないかなというふうに思われます。せつかくのきれいな村がごみの関係で非常に汚くなるというのは非常に、まあごく一部の話でございますけれども、そういうごみ関係でも解決していけば、ますます住みよいきれいな村ができていくんじゃないかなというふうに思われますので、実態がどんなふうになっているのか調査をしていただき、できるものならば改善していただきたいなというふうに思うわけですけれども、そういう調査もしてみることはできませんでしょうか。再度お願いいたします。

○議長（久慈隆一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浜田 亮君） 住民の方々へは、ごみの出し方等については、随時指導しております。それで、村内のごみ箱60数カ所あるんですけれども、すべて目にとめております。先ほども言ったんですけども、箱もなくして電信柱に網だけ結んでおく場所もあるし、そういうところがあるんですけれども、そこはそれでその班のやり方ということだと思います。

それで、新しくそういう箱がないところとかについて村で、村とかで、行政で助成するという事になれば、既にやっていると、設置してるところは自分たちが努力して経費も出してさまざま考えてやったものであるんで、今までやってないところに対してだけやるのであれば、住民に行政の不公平感を与えかねないと、そう思っておりますので、今現在であれば整備の必要はないと考えております。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 次の問題に入ります。平成23年度の職員採用について、先ごろ3名採用というふうな回覧が回ったようでございます。3名というふうなこともありまし

たけれども、現在は昨年一般職が6名の採用、それから消防職員、プラス消防職員というふうな採用がございましたけれども、そうすれば現在は定員に対して何名になって、どうなっているのかということをお尋ねいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） まず、現在の定数についてご説明いたします。

全体の定数はですね、広域消防事務組合に派遣しております2名を加えますと78名となっております。で、それに対しまして現在配置されている正職員の数は63名でございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 広域消防事務組合に2名の派遣、これは消防の方の広域消防事務組合で採用するんじゃないなくて、役場からの派遣で補充していくというふうな方針でそうなったと聞いておりますけれども、それを加えますと78名と。定員が78名と、そういうふうなことで、現在の採用されている正職員がそれに対して63名であるというふうなことでございました。今年度、昨年6名、それからことし新たに3名ということは、来年また3名ということ、ちょっと定員に対して、定員は78名でございますけれどもちょっと多いんじゃないかなというふうに私個人的に思うわけですがけれども、それについてどう思っているのかというふうなことをお尋ねいたします。

○議長（久慈隆一君） 総務課長。

○総務課長（八戸純一君） 定数78名に対しまして現在63名の職員が配置されてるわけでございますけれども、これにつきましてはですね、小泉内閣の際にですね、三位一体改革が始まりまして、それに伴ってですね、地方交付税のカットがなされまして、それに伴ってですね、蓬田村も独自のカット、職員の人件費のカットとかを実施してきて、それに伴ってですね、職員の採用も20年度1年、採用を控えてきました。で、昨年度ですね、6名を採用したわけでございますけれども、6名プラス消防職員の方も入ってますけれども、その結果63名でございます。

これにつきましてはですね、確かに78名の定数に対して63名ということで15名以上の差があるわけでございますけれども、これにつきましてはこれからですね、国の政策次第では、現在もそうですけれども事務量がですね、基礎自治体であります市町村の方にですね、かなりなされていますので、そういうのもですね、踏まえながら対応していく必要があるんで、現在のところですね、定数条例の削減についてはですね、予定してい

ないところでございます。以上でございます。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） これから聞こうとしている定数条例を改正したらどうかということまでも含めて答弁いただいたわけですが、現在63名だというふうなことで、来年3名の採用ということになれば66名というふうなことになっていると思いますけれども、今総務課長のお話によりますと国からの事務、国からの事務的な移譲も考えられるので、この定員78名を改正するつもりはないというふうな答弁でございましたけれども、ふえていったらそのときまた改正すればいいんであって、はっきりした現在の定員が何名が適正であるかというのは、その時点、単年度で考えていけばいいことであって、3年後、5年後のことまで考えて条例をそのまま変えないというのはちょっと考える余地があるんじゃないかというふうに思われますけれども、村長にお尋ねいたします。この78名の定員の改正はしばらくやらないというふうなことで理解してよろしいのか、私は改正する必要があるんじゃないかなと思うわけですが、村長の考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（久慈隆一君） 村長答弁。

○村長（古川正隆君） 総務課長が言ったとおりですね、そういうような状況にも今現在なりつつあります。事務量が国、県からどんどんどんどん下げられているということもありますので、78名の定数を改正することは考えておりません。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 3回の、私の質問の仕方がまずくて3回の質問が終わりましたけれども、去年のやつでも、去年の採用についても何か個人情報、自分が自分の成績を知りたくて役場に行っても教えてもらえなかったというふうなこともございましたので、その辺も含めてはっきりした、より明瞭な形をつくっていけば村民からもっと信頼される役場ができていくんじゃないかなというふうに思われますけれども、要望として、これは要望ですが、そういうことも含めて考えてもらえればと思います。

3番目の問題に入ります。農道広瀬高根線の整備でございますけれども、昨年村道高根広瀬線を格下げして農道にして整備しようとしたわけですが、残念ながら国の事業仕分けというふうなことに引っかかりまして農道の整備は認められないというふうなことで、買収はしたようでございますけれども拡幅の工事はなされていないのが現状でございます。もともとあの線は農道でなくて農道でなくて村道でございますので、何

としてもこの道路は拡張しなけりゃならない、整備しなけりゃならないというふうな思いで、役場では苦肉の策として農道に格下げした経緯があるわけですね。だとすれば、この村道整備ということで県なり国なりにお願いして、何とか道路の整備はできないかということをお願いするべきだと思うわけですが、当然しているものとだと、私はそう解釈しております。ただ、具体的にはどうなっていくのか、まだ全く道筋も示されていませんし、どういう回答をいただいているというふうな話も聞いたことございませんので、この整備について、この広瀬高根線の整備について、その後いち早く整備するためのどういう手を打っているのかということをお聞きいたします。

○議長（久慈隆一君） 建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） この広瀬高根線につきましては、当初の計画どおり今実は進んでおります。平成21年度は測量設計、22年度は用地買収と一部道路工となっております。用地買収の契約は既に全部終了してございます。これから徐々に地権者の方に対価が支払われるということになってございます。そして、当初の計画では9月に道路工が発注、500メートルの予定でございました。それが9月中に1,000メートルの工事が発注される予定となっております。県では、こういうふうに進んでいますので、農道から村道へ変えての事業変更は現在は考えていないということでございます。

ただ、先ほど議員おっしゃるとおり、事業仕分けでいろいろ道路事業の予算がかなり少なくなっております、約今後はですね、約40%ぐらい少なくなると予想されておるそうでございます。ですから、平成23年度以降の状況は今のところ掌握して、県でも掌握しておりません。ですから、完了予定の平成26年、完了予定は平成26年ですけれども、若干延びることがあるのではないかなということも予想されますので、その点につきましてはご了承願いたいと、こう思っております。以上です。

○議長（久慈隆一君） 藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 大変失礼いたしました。9月に1,000メートルの発注が行われるというふうなことを聞いて一部安心したやら、またその後23年度以降の計画については、全く不透明であると、そして完成の年度についても全くわからないというふうなことでございますので、私は一部誤解してました。大変申しわけありませんでした。いずれにいたしましても、今回1,000メートル、約4キロぐらい、それぐらいの工事でございますので、なるべく早くできるように一段の村長初め課長さん、努力していただきたいというふうに思います。それを聞いて村の人たちも安心するんじゃないかなというふうに

思います。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（久慈隆一君） 以上で、2番藤田修一君の質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時19分 散会

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員